

県内の交通事故	
発生件数	5,962件 (-2,155件)
死者数	57人 (-10人)
負傷者数	7,109人 (-2,753人)
死者全国6位	
令和2年6月末時点	
(前年比)	

上半期(6月末)の確定値です。最新の件数については千葉県警ホームページにて公表しています。

第174号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

夕暮れの一番星は
反射材



9月30日 国は「交通事故死ゼロを目指す日」です 秋の全国交通安全運動

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)



子供を始めとする
歩行者の安全と
自転車の
安全利用の確保



高齢運転者等の
安全運転の励行



夕暮れ時と夜間の
交通事故防止と
飲酒運転等の
危険運転の防止



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャビヨン」



国連「交通安全の
ための行動10年」

令和2年秋の全国交通安全運動が始まります

実施期間 令和2年9月21日(月)から9月30日(水)まで

スローガン 夕暮れの一番星は 反射材

- 重点目標**
1. 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 2. 高齢運転者等の安全運転の励行
 3. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



秋口は、日没が急激に早まるため、交通事故が多発します。ドライバーの皆さんは早めのライト点灯を心掛けましょう。また、歩行者の皆さんは暗い時間に外出する際は、反射材を着用したり、明るい色の洋服で外出しましょう。

交通事故は一人ひとりの心掛けで、減らすことができます。交通事故により悲しい思いをする方を一人でも減らすため、思いやりを持った運転をお願いします。

歩行者もルールを守りましょう。

交通事故の中では、歩行者が横断歩道以外の場所を横断したため、事故に遭うケースや、歩行者の信号無視が原因で事故に遭うケースがあります。

歩行者のみなさん。道路を横断する時は、前後左右をよく確認し、横断歩道を渡りましょう。また、信号が青であっても左右の確認を十分に行ってから横断を始めてください。

子供たちにとって、保護者のみなさんが手本です。道路に出る時は、どんな時でも「止まる・見る・待つ」を大人が実践し、繰り返し教えてください。



自転車に乗るときのルール

自転車は、身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶ちません。特に、小学校5年生以降、自転車乗用中の死者、重傷者の割合が高くなっています。自転車に乗るときは「ちばサイクルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

～自転車に乗る前のルール～

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

～自転車に乗るときのルール～

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認をしよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう



高齢ドライバーのためのポイント

- 体調が悪い時、雨の日や夜間の視界が悪い時等は運転ミスにつながりま
す。無理に車を運転せずに公共交通機関を利用しましょう。
- 運転に不安を感じた時は運転免許の自主返納や、セーフティ・サポ
ーターを検討しましょう。
- 運転免許を自主返納した方などへの支援措置もあります。

いくつになっても安全第一のQRコード



セーフティ・サポ
ーターについて



支援措置について

3つ以上の項目にチェックが入る人は注意しましょう。

認知機能の低下に関するチェックリスト

- 車のキーや免許証などを探し回ることが増えた
- 曲がる際にウィンカーを出し忘れることが増えた
- 何度も行っている場所への道順がすぐに思い出せないことが増えた
- 車庫入れで壁やフェンスに車体をこすることが増えた
- 駐車場所のラインや枠内に合せて車を止めることが難しくなった
- 急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど、運転が荒くなった（と言われる）
- 洗車道具などをきれいに整理しなくなった
- 好きだったドライブに行く回数が減った
- 同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった



日本認知症予防学会理事長、鳥取大学医学部教授
特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事
浦上 克哉 監修
特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会
「運転時認知障害早期発見チェックリスト」から

夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

ドライバーの皆さん

- 日没の早まりによる交通事故が多くなります。
前照灯は早目に点灯しましょう。
- 道路上に人が寝ている時があります。夜間先行
車や対向車がない場合はハイビームを上手に
活用し、道路上の危険を早く発見して事故を回
避しましょう。

歩行者の皆さん

- 道路を横断する際は横断歩道を通行しましょう。
- 夜間など暗い時の外出時には明るい服装と反射
材を身につけましょう。
- 歩きスマホなどの「ながらスマホ」は大変危険
ですので、やめてください。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

酒酔い運転 **5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金**

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転する行為。

酒気帯び運転 **3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

車両提供

- 運転者が酒酔い ▶ **5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金**
- 運転者が酒気帯び ▶ **3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

酒類提供・同乗者

- 運転者が酒酔い ▶ **3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金**
- 運転者が酒気帯び ▶ **2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金**

飲酒検知拒否

- 3ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

※すべて運転免許の行政処分の対象になります。

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

① 妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、10類型の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**

違反点数25点

免許取消し (欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

② 妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役、又は
100万円以下の罰金**

違反点数35点

免許取消し (欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

**あおり運転
をした場合**

**あおり運転
のせいで危険が
生じた場合**

ダイヤモンドを知っていますか

歩行者が横断歩道を横断しようとしている場合、車が歩行者の横断を妨害することは交通違反です。警察では取締りを強化しています。

信号機のない横断歩道等の手前には、**ダイヤモンド**が設置されていることをご存知ですか?ダイヤモンドを発見したら、「ゼブラ・ストップ」を実践し、**歩行者優先**を徹底しましょう。



ゼブラ・ストップ活動
イメージキャラクター

ゼブラ・ストップとは・ゼブラ
ストップ活動動画はこちら



ゼブラ・ストップとは



ゼブラ・ストップ
活動動画

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

○本 所…県庁本庁舎 2階 TEL 043-223-2264

○東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 4階 TEL 047-368-8000

○安房支所…安房合同庁舎 1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部

くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263